

こんな農薬の使い方は

レッドカード

あなたはこんな農薬散布をしていませんか？

使用禁止の農薬から市場に出る前に消費者にわたった可

殺虫コロリ

殺菌剤

顆粒水和剤 100g

大阪府環境農林水産部農政室

大阪府環境農林水産部農政室

農薬を正しく使用しなかったために、 本人はもちろん産地全体に大きな 影響を与えた事例です。

あなたはこんなことをしていませんか？

事例	結果
A県で保健所がしゅんぎくの残留農薬を検査したところ、適用外農薬を検出。 当該農協が他品目でも自主点検したところ、ぶどうで散布時期の違反が判明した他、なしから適用外農薬の検出。	県の立入検査によりしゅんぎくで適用外の農薬使用が判明。当該農協は直ちに軟弱野菜など野菜6品目について190名に出荷停止を指示。さらに自主点検後、農協取扱品目すべてを出荷停止。出荷停止期間は1～2週間以上。なしの適用外農薬検出はドリフト(飛散)が原因。
B県で保健所がなすの残留農薬を検査したところ、施設栽培では使用できない農薬を食品衛生法の基準を超えて検出。 当該農薬は露地栽培では適用があるが、施設栽培では適用外だった。	出荷自粛のうえ、出荷済み分を回収。 初めて使用する農薬に対してラベルの確認が不十分で記載を見落としたのが原因。
C県D農協の自主検査の結果、「さやいんげん」から適用外農薬を検出。	出荷済み分は自主回収、未収穫分は廃棄。 報告を受けた県の立入検査により適用外農薬の使用が判明。防除歴に「さやいんげん」と「いんげんまめ」を取り違え(注※)て薬剤を記述したのが原因。
E市が市場流通している農産物の残留農薬検査をしたところ、F県産のニラから適用外農薬を検出。	当該農家は未収穫分を全量廃棄。 当該農家が別に栽培する「ねぎ」に使用した噴霧器を、洗浄せずに使用したのが原因。
G県H市が市内農産物の残留農薬検査をしたところ、みずなから適用外農薬を検出。	当該農家は未収穫分を全量廃棄。 隣接ほ場の「こまつな」に散布した農薬の飛散(ドリフト)が原因と推定。
I県がJ県産パセリの残留農薬検査をしたところ、適用外の農薬を検出。	当該農家は未収穫分を全量廃棄。 原因は農家の適正使用に対する認識不足。
K県で、1戸の農家がリンゴに対し「無登録農薬」を使用。隣接する園地のリンゴからも農薬成分を検出。	当該農家以外の隣接農家も境界から20m以内のリンゴを60トン以上を廃棄。 隣接農家から当該農家に約2400万円の損害賠償請求訴訟。

※豆類は種実と未成熟で農薬の適用が基本的に異なります。

農薬を正しく使用するための 4つのルール

購入する前、使用する前にラベルを良く読む！

農薬のラベルには、守らなくてはならない情報・役に立つ情報が詰まっています。

病害虫の発生状況をよく見る！

病害虫の発生状況をよく観察しながら散布すると、無駄な散布、手遅れの散布を減らすことができます。



散布記録は必ずつける！

農薬の散布だけでなく、普段の農作業の全てを記録しましょう。

次年以降の栽培管理の参考にもなります。

散布後は噴霧器を必ずよく洗淨する！

以前使用した農薬が残っていると、散布したつもりがなくても農作物に付着し、適用外農薬が検出されることがあります。

農薬を使用する前に

毒劇物の表示

毒物・劇物には、医薬用外毒物・医薬用外劇物の表示があります。
保管するときには、他の農薬と分けて保管する必要があるだけでなく、購入時には印鑑が必要となります。

商品名

農薬の商品名が書かれています。

種類名

農林水産大臣が、農薬の有効成分の一般的な名称を基にして決めたものです。
種類名が同じであれば商品名が異なっても、同じ成分の農薬です。

有効成分と量

どのような物質が含まれているかがわかるよう、化学名が書かれています。
また、その含有量が表示されています。

性状

製品の色や状態、大きさなどを表しています。

登録番号

農林水産大臣の登録を証明するもの。
病害虫の防除などには必ずこの番号が記入されているものを使いましょう。

農薬の種類

殺菌剤・殺虫剤・殺ダニ剤等の区別

農薬の剤型

農林水産省登録第00000号

医薬用外劇物

殺ダニ剤

△△△□□□水和剤

ピリダベン水和剤

100g入

【成分】 ピリダベン・・・・・・・・・・20.0%
(2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン-3(2H)-オン)

【性状】 鉬物質微粉、界面活性剤等・・・・・・・・80.0%
類白色水和性粉末 45μm以下

△△△株式会社
住所 0000××××000×××

特に**毒物・劇物**については

- ・ 火災時の措置
- ・ 漏出時の措置
- ・ 廃棄時の注意
- ・ 運送上の注意

の4項目について農薬ごとに注意事項などが記載されていますので、農薬購入時に確認しましょう。

安
上

メ
着

ラベルを再確認！

その農薬は正しいですか？

作物名 使用可能な作物名・適用病・適用害虫などが決められています。必ず守りましょう。

希釈倍数・使用量 希釈倍数や、10アールあたりの使用量等を記載しています。必ず守りましょう。

剤型 乳剤・水和剤等の区別

使用時期・総使用回数 使用できる収穫前日数と、成分ごとの総使用回数が書かれています。必ず守りましょう。（商品名が異なっても、成分が同じなら使用回数に数えます。）

★ラベルをよく読む。★記載以外には使用しない。
★小児の手の届く所には置かない。
【適用病虫害と使用方法】
※印は、収穫物への残留回避のため、その日まで使用できる収穫前日数と、本剤およびその有効成分を含む農薬の総使用回数の制限を示す。

作物名	適用病虫害	希釈倍数(倍)	10アール当り散布量	使用※時期	総使用回数※
かんきつ	ミカンハダニ	2,000~3,000	200 700 1kg	3日	2回以内
	ミカンサビダニ				
	ミカントゲコナジラミ若齢幼虫				
いちじく	チャノキイロアザミウマ	2,000	200 700 1kg	7日	1回
	チャノホコリダニ	3,000			
ぶどう	イテジクモンサビダニ	1,000~1,500	200 700 1kg	45日	1回
	ハダニ類	1,000			
もも	アブラムシ類	1,000	200 700 1kg	3日	2回以内
	モモサビダニ類	1,000~1,500			

使い方 いずれの農薬にも使用方法が定められています。必ず守りましょう。

効果・薬害等 使用上の注意事項です。使い方によっては、効果が低下したり薬害が出ることもあるのでよく読みましょう

治療法 万一、中毒を起こした場合の治療法が書かれています。医師の適切な処置を受けてください。

魚毒性の表示 魚介類への注意です。魚介類への毒性の強いものには魚介類注意の表示があります。

有効期限 最終有効期限年月。この表示は2007年10月まで有効であることを意味しています。

【使い方】 散布
【効果・薬害等の注意】
●植物体への浸透移行性がないので、かけ残しのないように葉の裏面に十分に散布する。
●連続散布はハダニ類の抵抗性を発達させるおそれがあるので、できるだけ年1回散布とし、他の殺ダニ剤との輪番で使用。
●散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節する。
●使用にあたっては、使用量・使用時期・使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
【安全使用上の注意】
●医薬品が体内に吸収されるには十分注意する。
●誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当てを受けさせる。
●使用中に身体に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受ける。
●散布の際は、防護マスク・手袋・不透水性防除衣などを着用する。また散布液を吸い込んだり浴びたりしないよう注意し、作業後は直ちに手足、顔等を石鹸でよく洗い、洗眼・うがいをし、濡れた衣服を交換する。
●服に入らないよう注意。服に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当てを受ける（刺激性）
●作業時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯する。
●かぶれやすい体質の人は取り扱いに十分注意する。
●魚毒性・・・ごく低濃度でも水産動物に強い影響を及ぼすので特に注意する。
●河川、湖沼、海域及び養殖池に飛散・流入するおそれのある場所では使用しない。
●散布器具・容器の洗浄水及び残りの薬液は河川等に流さず、周囲の影響のない地点を選定して、土壌表面に散布する等の処理を行い、容器・空き袋等は適切に処理し水産動物に影響を与えないよう安全に処理する。
●保管・・・密閉し、直射日光を避け、食品と区別して、冷凍・乾燥したところ。カギをかける。
★盗難・紛失の際は警察に届ける。
★空袋は圃場などに放置せず、適切に処理する。
最終有効年月（西暦下2けた） 07.10.31.2007

安全使用上の注意 散布者や周辺環境・保管等、安全使用上最低守らなければならない事項が記載されています。特に注意が必要なものには下記のマークが表示されています。



農薬の保管管理について

農薬を保管するときの注意

- ・ 農薬専用の保管場所を定め、必ずカギをかけましょう。
- ・ 最終有効期限に注意して、年月の早いものから使用しましょう。
- ・ 毒物・劇物の農薬については、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしましょう。
- ・ 直射日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所で保管しましょう。
- ・ 保管時に特別な注意が必要な農薬は、ラベルに表示されている保管管理方法に従って分離保管してください。
- ・ 容器の移し替えは絶対にしないようにしましょう。
- ・ 除草剤は他の殺菌剤や殺虫剤と区別して保管管理しましょう。

空容器の処分の仕方

使い切った農薬の容器は、農薬が残らないようによく洗い、回収等に出します。回収を行っていない地域では、関係法令を遵守し、農薬販売業者や許可された産業廃棄物処理業者に処理を依頼しましょう。

散布液の残りの処分方法

散布液の残りは、散布ムラの調整等に使用し、必ずその場で使い切るようにします。河川等へ流入すると魚介類に被害を与えたり、地下水汚染の原因となるので水路等に流してはいけません。

大阪府では次の農薬については使用しないよう定めています

○特定毒物農薬

- ・ モノフルオル酢酸塩
(商品名 テンエイテイ)
- ・ りん化アルミニウムくん蒸剤
(商品名 ホストキシシ等)

○水質汚濁性農薬

- ・ CAT 除草剤
(商品名 シマジン等)
- ・ ベンゾエピン
(商品名 マリックス等)
- ・ デリス (商品名 デリス)

○毒物

- ・ EPN 剤 (商品名 EPN)

※ゴルフ場においては

上記の農薬並びに魚毒性C類の農薬
(一部の剤をのぞく)

平成18年5月から、残留農薬の ポジティブリスト制度が施行されます。

農薬を散布する時には、 周辺への飛散(ドリフト)に注意！

農薬を散布するときは、街路樹やほ場など、使用場所にかかわらず**周辺への飛散**を防止しなければなりません。もし飛散して他の作物にかかってしまった場合、「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



農薬の散布後は、必ず器具を洗浄！

前回農薬を散布した器具で、別の農薬を散布する場合は、タンクやホースに**残液が無い**ようにしたうえ、しっかりと**洗浄**してから使用しないと、前回使用した農薬により「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



※ポジティブリスト制とは・・・

これまで食品衛生法に基づく残留農薬基準が定められていなかった農薬と作物の組み合わせのうち、農薬取締法に基づく登録保留基準や外国での基準値などの参考となるデータがない場合は、**原則0.01ppm**という**厳しい基準が一律適用**される制度。

疑問な点、不明な点等のお問い合わせは下記まで

名称および所在地 ホームページアドレス	代表電話番号(直通番号) FAX番号
大阪府病虫害防除所 583-0862 羽曳野市尺度442 食とみどりの総合技術センター内 http://www.jppn.ne.jp/osaka/	0729-58-6551 (57-0520) FAX 0729-56-8711
大阪府北部農と緑の総合事務所 農の普及課 567-0034 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル内 http://www.pref.osaka.jp/hokubunm/	072-627-1121(622-3435) FAX 072-623-6849
大阪府北部農と緑の総合事務所 池田分室 農の普及課 563-0025 池田市城南1-1-1 豊能府民センタービル内	072-752-4111(751-2320) FAX 072-751-5206
大阪府中部農と緑の総合事務所 農の普及課 581-0005 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内 http://www.pref.osaka.jp/chubunm/	0729-94-1515 (22-3070) FAX 0729-91-8281
大阪府南河内農と緑の総合事務所 農の普及課 584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル内 http://www1.odn.ne.jp/afn-minamikawach/	0721-25-1131 (25-1174) FAX 0721-25-0425
大阪府泉州農と緑の総合事務所 農の普及課 596-0076 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内 http://www2.odn.ne.jp/afn-sensyu/	0724-39-3601 (39-0167) FAX 0724-39-0314
大阪府環境農林水産部 農政室 540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 http://www.pref.osaka.jp/nosei/	06-6941-0351 内線2738 FAX 06-6943-1907

大阪府病虫害防除所メールサービス

最新の農作物病虫害情報が電子メールで届きます。申し込みは、下記アドレスまで。
kosk0301@sp.jppn.ne.jp

大阪府病虫害防除所テレホンサービス

水稲・果樹・野菜・花卉などの病虫害の発生状況と防除方法をわかりやすく説明します。
0729-56-6442 (コロッとムシシニ)